

個人市民税・県民税 とは

個人市民税・県民税は、今年の1月1日に広島市に住んでいる人で、
去年ある金額以上の給料などをもらった人が払います。
外国人でも払います。

1月2日のあと、日本を出ても払わなければなりません。

いくら払うかは、去年の1月1日から12月31日までの給料などで決まります。

個人市民税・県民税の払い方

個人市民税・県民税は、払い方が2つあります。

・ 会社などが払う (特別徴収)

会社などがあなたの給料から個人市民税・県民税を引いて広島市に払います。
会社などで働く人はほとんどがこの払い方です。

・ 自分で払う (普通徴収)

広島市から個人市民税・県民税のお知らせが届きます。

毎年6月頃に届きます

払う方法が2つあります。

① 納付書<=税金を払う用紙>

封筒に納付書が入っています。

納期限<=払わないといけない期限>までに払ってください。

払うことができる場所

- ・ 銀行、郵便局などの金融機関
- ・ コンビニ (バーコードがある納付書だけ使えます。)
- ・ 広島市の市税事務所、税務室、市民税課、区役所出張所、収納対策部

また、クレジットカードやスマートフォンアプリ (スマホアプリ) などで払うことができます (キャッシュレス納付)。封筒に入っている納付書 (QRコードがある納付書だけ使えます。) とインターネットが使えるスマートフォン、パソコンなどがいります。

詳しいことは、[こちら](#)をみてください。(やさしい日本語では、ありません。)

② 口座振替< = 預貯金口座から 自動で 払う 方法 >

あなたが 口座振替の 手続きを していたら、 預貯金口座から 納期限に 自動で 払われます。

詳しいことは、 [こちら](#)を 見てください。(やさしい日本語では、ありません。)

日本を出る前に すること

1 納税管理人を 決める

納税管理人は、 あなたの 代わりに 税金の お知らせを 受け取る人です。

あなたの 代わりに 税金を 払う人です。

あなたが 日本を出て、 他の国に住むときは、 必ず 納税管理人を 決めてください。

納税管理人を 決めないと、 税金の お知らせが 届きません。

広島市に 出す 書類は 次の どれかです。

日本語の わかる人と 書いてください。

① 納税管理人が 広島市に 住んでいるときは、

[「個人市民税・県民税の納税管理人に関する申告書」](#)

② 納税管理人が 広島市に 住んでいないときは、

[「個人市民税・県民税の納税管理人に関する申請書（納税管理人の新設または変更に係る申請書）」](#)

窓口は 市税事務所と 税務室です。

わからないことは、 市税事務所か 税務室へ 聞いてください。

2 残りの税金の 払い方

日本を出て、 他の国に住むときも、 残りの税金を 払わなければなりません。

個人市民税・県民税が 特別徴収（詳しくは、 上の [「個人市民税・県民税の 払い方」](#)）を 見てください。）されているときは、 最後の 給料で まとめて 払うことができます。 詳しいことは、 会社の人に 聞いてください。

まとめて払わないときは、 あなたの納税管理人（詳しくは、 上の [「1 納税管理人を 決める」](#)）を 見てください。）に お知らせが 届きます。

あなたの納税管理人が 払います。

租税条約 < =税金について 国と国とのあいだで 決めた約束 > について

租税条約は、税金について 国と国とのあいだで 決めた 約束の事です。日本と 約束している 国の人、税金が 少なくなることが あります。あなたの 国が 約束をしているかは、市民税課特別徴収係が 住んでいる区を 担当する 市税事務所・税務室へ 聞いてください。

税金が 少なくなる人は、用紙を 出してください。

毎年 3月15日までに 用紙を 出してください。

税務署だけでなく、広島市でも 手続きを してください。

連絡先

会社などが払う (特別徴収) の場合

かめい 課名	かかりめい 係名	Tel	E-mail	Fax	しよざいち 所在地
しみんぜいか 市民税課	とくべつ 特別 ちやうしやうがかり 徴収係	082-504-2089	shiminzei@city.hiroshima.lg.jp	082-504-2129	〒730-8586 ひろしまし なか くこくたいじまち 広島市中区国泰寺町 いちちやうめ 一丁目6-34 (ひろしま 市役所内)

(注) 祝日、休日、土曜日、日曜日、8月6日、12月29日から1月3日までの日は休みです。

・ 自分で払う（普通徴収）の場合

市税事務 所名	係名	担当区	Tel	E-mail	Fax	所在地
中央市 税事務所	第一市民税係	中区	082- 504- 2564	chuozei@city.hiroshima.lg.jp	082- 504- 2378	〒730-8587 広島市中区国泰寺町一 丁目4-21（中区役所 内）
	第二市民税係	南区	082- 504- 2751			
東部市税 事務所	市民税係	東区 安芸区	082- 568- 7719	toubuzei@city.hiroshima.lg.jp	082- 567- 6006	〒732-8510 広島市東区東蟹屋 町9-38（東区役所 内）
西部市税 事務所	第一市民税係	西区	082- 532- 0942	seibuzei@city.hiroshima.lg.jp	082- 232- 2127	〒733-8530 広島市西区福島町二 丁目2-1（西区役所 内）
	第二市民税係	佐伯区	082- 532- 1012			
北部市税 事務所	第一市民税係	安佐 南区	082- 831- 4935	hokubuzei@city.hiroshima.lg.jp	082- 877- 6288	〒731-0193 広島市安佐南区古市 一丁目33-14（安佐 南区役所内）
	第二市民税係	安佐 北区	082- 831- 5016			

(注) 祝日、休日、土曜日、日曜日、8月6日、12月29日から1月3日までの日は休みです。

- ・ 上に書いたことは、下の税務室でも できます。

税務室名	Tel	E-mail	Fax	所在地
中央市税事務所 南税務室	082- 250- 8946	chuozei@city.hiros hima.lg.jp	082- 254- 2624	〒734-8522 広島市南区皆実町一丁目5-44 (南区役所内)
東部市税事務所 安芸税務室	082- 821- 4913	toubuzei@city.hiros hima.lg.jp	082- 824- 0411	〒736-8501 広島市安芸区船越南三丁目4-36 (安芸区役所内)
西部市税事務所 佐伯税務室	082- 943- 9716	seibuzei@city.hiros hima.lg.jp	082- 943- 3310	〒731-5195 広島市佐伯区海老園二丁目5-28 (佐伯区役所内)
北部市税事務所 安佐北税務室	082- 819- 3913	hokubuzei@city.hir oshima.lg.jp	082- 815- 1650	〒731-0292 広島市安佐北区可部四丁目13-13 (安佐北区役所内)

(注) 祝日、休日、土曜日、日曜日、8月6日、12月29日から1月3日までの日は休みです。

日本語の話す・聞ける人は、市税事務所などへ直接問い合わせてください。

日本語の話す・聞けることができなくて通訳が必要な人は、下の相談窓口へ問い合わせてください。

【広島市・安芸郡外国人相談窓口】

Tel 082-241-5010 Fax 082-242-7452

E-mail: soudan@pcf.city.hiroshima.jp

相談時間 月曜日～金曜日 9時00分～16時00分

(12月29日～1月3日・祝日・8月6日は休みです)

対応言語 中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、英語、フィリピン語

(フィリピン語は、金曜日と第1と第3の木曜日のみ)